

茨城県報

第 6 9 0 7 号

昭和56年 2 月 2 日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理 (医療福祉課)	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課)	2
●新規土地改良事業の審査 (3 件) (農地管理課)	4
●新規土地改良事業の認可 (4 件) (")	5
●定款変更の認可 (")	5
●家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)	6
●豚コレラのまん延を防止するための移動禁止区域等の指定 (")	6
●豚コレラのまん延を防止するための移動禁止区域等の指定の廃止 (")	7

公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表 (林業課)	8
●土地区画整理組合の定款の変更 (都市計画)	8
●都市計画事業の施行者の名称等 (都市施設課)	9
●開発行為の工事完了 (9 件) (建築指導課)	9
●建築許可に関する聴聞 (")	11
●道路位置の指定 (")	12

正 誤

●昭和56年 1 月 16 日付け茨城県報第6902号中	12
------------------------------------	----

告 示

茨城県告示第126号

次の者から国民健康保険法 (昭和33年法律第 192 号) 第37条第 1 項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第 5 項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和33年政令第 363 号) 第 1 条第 1 項および第 2 項の規定により告示する。

昭和56年 2 月 2 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項 受理年月日	申 出 範 囲
022,115,0	56.1.10	医療法人愛正会 田尻ヶ丘病院 附属 第1クリニック	金 川 一 郎	日立市多賀町 2-16-8	56.1.10	全 国
132,049,8	56.1.15	曾 野 内科医院	曾 部 其 堂	勝田市東大島 4-16-17	56.1.15	"
432,056,0 433,033,4	"	友 愛 総合病院	吉 水 寿 雄	猿島郡総和町 関戸726	"	"
023,082,7	56.1.1	小 島 歯科医院	小 島 克 明	日立市宮田町 3-10-4	56.1.1	"
113,012,5	56.1.5	大 串 "	大 串 悟	水海道市諏訪町 3303-14	56.1.5	"
133,024,6	56.1.15	杉 "	杉 保 彦	勝田市東大島 4-4-14	56.1.15	"
333,026,9	56.1.1	村 居 "	村 居 道 夫	那珂郡那珂町 菅谷2968の3	56.1.1	"
363,053,6	"	大 貫 "	大 貫 英 敏	鹿島郡鉾田町 鉾田1650	"	"
403,030,6	"	廣 瀬 "	廣 瀬 洋 二	筑波郡筑波町 北条189	"	"
413,020,5	"	枝 "	枝 憲 司	真壁郡真壁町 大字真壁 384-8	"	"
124,009,6	56.1.15	(株) 太 陽 調剤薬局	木 村 貞 雄	常陸太田市木崎 二町上軍田940	"	"

茨城県告示第127号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
医 科				
012,133,5 56.1.15	大 坪 医 院	内, 小	水戸市見川3-114-14	再 指 定
012,134,3 56.1.8	山口耳鼻咽喉科 医院	耳鼻咽喉	" 上水戸3-7-25	"
052,014,8 56.1.10	岡 崎 内科医院	内, 放, 神	石岡市府中1-3-21	"

072,014,4 56.1.15	本 橋 医 院	産婦, 内	結城市大字結城410	"
122,024,3 56.1.11	板 橋 "	外, 放, 皮, 内	常陸太田市西三町2114	"
152,727,9 56.1.15	菊 池 診療所	皮	北茨城市大津町北町 2丁目3-4	"
歯 科				
123,049,6 56.1.15	渡 辺 歯科医院	歯	日立市助川町4-6-9	再 指 定
薬 局				
024,040,2 56.1.15	セキネ 薬 局	調 剤	日立市大久保町1-1-15	再 指 定
174,011,1 "	(株) 外山長兵衛 商店かしわや薬 局井野田地店	"	取手市井野3-19-106	"
364,014,5 "	寿々喜 薬 局	"	鹿島郡波崎町矢田部 土合ヶ原	"
医 科				
022,115,0 56.1.10	医療法人愛正会 田尻ヶ丘病院 附属 第1クリニック	内	日立市多賀町2丁目 16番8号	新 規
132,049,8 56.1.15	曾 野 内科医院	"	勝田市東大島4丁目 16-17	"
432,056,0 433,033,4 "	友 愛 総合病院	内, 外, 産婦, 耳鼻, 眼, 小, 歯	猿島郡総和町関戸726	"
歯 科				
023,082,7 56.1.1	小 島 歯科医院	歯	日立市宮田町3丁目 10番4号	開 設 者 更 変
113,012,5 56.1.5	大 串 "	"	水海道市諏訪町3303-14	移 転
133,024,6 56.1.15	杉 "	"	勝田市東大島4-4-14	新 規
333,026,9 56.1.1	村 居 "	"	那珂郡那珂町菅谷2968の3	移 転
363,053,6 "	大 貫 "	"	鹿島郡鉾田町鉾田1650	開 設 者 更 変
403,030,6 "	広 瀬 "	"	筑波郡筑波町北条189	"
413,020,5 "	枝 "	"	真壁郡真壁町大字真壁 384-8	"

薬 局

124,009,6 56.1.15	(株) 太 陽 調剤薬局	調 剤	常陸太田市木崎二町 上軍田940	新 規
----------------------	-----------------	-----	---------------------	-----

茨城県告示第128号

土浦市長野口敏雄から、昭和55年12月16日付けで認可申請のあつた常名第7地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

常名第7地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年2月9日から昭和56年3月1日まで

3 縦 覧 の 場 所 土浦市役所

茨城県告示第129号

土浦市長野口敏雄から、昭和55年12月16日付けで認可申請のあつた村田宮北地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

村田宮北地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年2月9日から昭和56年3月1日まで

3 縦 覧 の 場 所 土浦市役所

茨城県告示第130号

积水土地改良区が行おうとする向新田地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

积水土地改良区定款の写し

向新田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年2月9日から昭和56年3月1日まで

3 縦 覧 の 場 所 総和町役場

茨城県告示第131号

昭和55年10月14日付けで新利根川土地改良区から申請のあつた京塚地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年1月24日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第132号

昭和55年10月27日付けで鶴戸沼土地改良区から申請のあつた内沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年1月24日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第133号

昭和55年10月14日付けで新利根川土地改良区から申請のあつた堀川地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年1月24日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第134号

昭和55年6月18日付けで岩瀬町長中田清一から、認可申請のあつた西友部地区土地改良事業を、昭和56年1月24日付けで土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第135号

昭和55年12月17日付けで新利根川土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和56年1月27日認可した。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第136号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について、次のとおり報告があつた。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

病 名	畜種	発生番号	発 生 年 月 日	決 定 年 月 日	発生及び転帰頭数				発 生 場 所
					命令 殺	鑑定 殺	死亡	計	
豚コレラ	豚	94~100	56. 1. 23	56. 1. 23	6	1	—	7	結城市粕礼908

(昭和55年) 発生累計 { 市町村数 2市3村
戸 数 12戸
頭 数 1,333頭 } { 死 亡 104頭
自衛殺 46"
鑑定殺 14"
命令殺 1,169"

(昭和56年) 発生累計 { 市町村数 1市
戸 数 4戸
頭 数 100頭 } { 鑑定殺 7頭
命令殺 93"

茨城県告示第137号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年茨城県規則第47号)第7条第1項の規定に基づき、豚コレラのまん延を防止するため移動禁止区域等を次のとおり指定した。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 移 動 禁 止 区 域

結城市大字粕礼

2 移動を禁止する家畜の種類及び物品

豚及び豚コレラの病原体を広げるおそれのあるもの

3 移 動 禁 止 期 間

昭和56年1月23日から当分の間

4 そ の 他

所轄家畜保健衛生所長の発行する証明書を所持して指定したと畜場へ直行する場合、車輛等に積載のまま指定区域を通過するもの及び知事が特に必要と認めたものについてはこの限りでない。

茨城県告示第138号

昭和55年12月17日付け茨城県告示第1715号(千葉県香取郡小見川町の豚等の移入禁止), 昭和55年12月22日付け茨城県告示第1762号(千葉県八日市場市の豚等の移入禁止), 昭和55年12月25日付け茨城県告示第1793号(埼玉県加須市の豚等の移入禁止)及び昭和56年1月12日付け茨城県告示第30号(栃木県河内郡上三川町の豚等の移入禁止)で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラのまん延を防止するための移入禁止区域等の指定は, 昭和56年1月27日付けで廃止した。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、昭和56年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定により許可する皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

皆 伐 面 積 の 限 度

(単位：ヘクタール)

同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度
多 賀 北 部	水源かん養保安林	134.52	水 戸 鹿 行 区	水源かん養保安林	0.49
	土砂流出防備保安林	5.97		土砂流出防備保安林	0.45
	飛砂防備保安林	0.71		飛砂防備保安林	3.13
	防風保安林	0.05		防風保安林	0.95
	干害防備保安林	0.03		干害防備保安林	0.20
多 賀 南 部	水源かん養保安林	224.22	霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	1.54
	土砂流出防備保安林	6.40		防風保安林	0.07
	防風保安林	0.04		干害防備保安林	6.25
里川山田川	水源かん養保安林	158.75	笠間地区	水源かん養保安林	21.01
	土砂流出防備保安林	2.70		土砂流出防備保安林	19.17
久 慈 川	水源かん養保安林	122.27	鬼怒川下流	水源かん養保安林	14.63
	土砂流出防備保安林	33.14		土砂流出防備保安林	27.38
那 珂 川	水源かん養保安林	20.32		干害防備保安林	0.95
	土砂流出防備保安林	7.10	合 計 812.62		
	干害防備保安林	0.18			

●土地区画整理組合の定款の変更

遠原土地区画整理組合の定款の変更について認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 遠原土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和56年2月5日から昭和58年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
那珂湊市平磯町字堀込, 字瓜塚, 字金砂久保, 字遠原, 字北遠原, 字東遠原, 字深川の各一部
" 字鳥が台の一部
- 4 事務所の所在地
那珂湊市和田町二丁目12番1号
財団法人那珂湊市開発公社内
- 5 変更の主たる内容
事務所の所在地の変更
- 6 設立認可年月日 昭和54年2月5日
- 7 変更認可年月日 昭和56年2月2日

~~~~~  
●都市計画事業の施行者の名称等

土浦阿見都市計画道路事業については、昭和56年1月13日付け建設省告示第10号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画道路事業  
3-3-11 荒川沖木田余線
- 2 施 行 者 の 名 称 茨 城 県
- 3 事務所の所在地 水戸市三ノ丸1丁目5番38号 茨城県庁
- 4 事業地の所在  
土浦市小松1丁目, 小松2丁目, 小松3丁目, 霞ヶ岡町, 小岩田東1丁目, 小岩田西1丁目及び桜ヶ丘町地内

~~~~~  
●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市姫子1丁目101番1の一部, 100番11, 269番6, 270番2, 272番1, 273番2

2 事業主の住所及び氏名

茨城県水戸市東原2丁目9番5号

株式会社 茨城臨床検査センター

代表取締役 潮 田 且

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡出島村大字戸崎字一本松2316番2, 2317番6, 2318番5

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区内神田一丁目2番10号

日立建機株式会社

代表取締役 大内田 正

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市中高津2丁目905番, 906番2, 906番3, 908番, 909番, 910番, 931番, 932番, 1319番, 1335番から1338番まで及び土浦市中高津3丁目1342番38, 1342番40, 1342番54及び土浦市中高津2丁目乙901番の一部

2 事業主の住所及び氏名

土浦市千束町1番6号

株式会社 中常

代表取締役 中 山 均

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市富士崎2丁目1251番2から1251番4まで, 1255番1から1255番5まで, 1243番15同番21, 1244番2, 同番7

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡茎崎村高見原2303番384

ノグチハウジングセンター株式会社

代表取締役 野 口 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字谷井田字北耕地1361番

2 事業主の住所及び氏名

和歌山県田辺市新庄町4227番地

山二木材株式会社

代表取締役 細 尾 豊 久

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
日立市大久保町2丁目803番1, 同番2, 同番3及び同番4

- 2 事業主の住所及び氏名
日立市大久保町2丁目2番5号
岡 部 重 昭

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
日立市水木町2丁目26番, 同番1, 27番, 同番1, 28番, 29番及び30番

- 2 事業主の住所及び氏名
日立市大みか町4丁目5番3号
佐 藤 菊 二

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
日立市川尻町字明神後2397番1から2397番3まで, 2404番の一部, 同字赤坂2352番42の一部, 2352番150

- 2 事業主の住所及び氏名
日立市川尻町2381番地
市 毛 義 雄
市 毛 きよ子
日立市川尻町3丁目14番
豊 田 辰 雄
日立市川尻町2379番地
今 橋 正 雄

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡牛久町柏田3607番21, 同番71, 同番70

- 2 事業主の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿1丁目18番13号
富士商事株式会社
代表取締役 大久保 藤

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき, 次のとおり聴聞を行います。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和56年2月6日 午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 北茨城市大津町大字五浦字立野632—42, 630
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
旅館の増築
- 4 申請者住所氏名 北茨城市大津町五浦1221 田 汲 恒 雄
- 5 建築物構造規模 木造2階建 増 築
申請延面積268,717㎡ 既存224,361㎡
- 6 敷 地 面 積 835,211㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 北茨城市大津町大字五浦字立野632—42, 630

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年2月2日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第12号	56. 1. 21	大崎 嘉夫	鹿島郡大洋村 汲上132	鹿島郡大野村大字和字 岡370—2, 372—8, 371—2, 字孫三郎内手 372—4	メートル 4.00	メートル 29.60
					4.00	26.60
水土木指令 第37号	"	佐藤 秀雄	水戸市千波町 2814—7	東茨城郡茨城町長岡 字中丸3481番469	4.00	17.07

正 誤

昭和56年1月16日付け茨城県報第6902号中下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から6	昭和56年 月 日	昭和56年1月16日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所